



平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社プロスペクト  
代表者名 代表取締役社長 カーティス・フリーズ  
(コード番号 3528 東証 2 部)  
問合せ先 代表取締役常務 田端 正人  
(TEL 03-3470-8411)

### 金融庁の審判手続開始決定に対する当社の対応について

平成 29 年 3 月 22 日に、証券取引等監視委員会（以下、「監視委」といいます）から、当社の米国子会社であるプロスペクト・アセット・マネジメント・インク（以下、「PAMI」といいます。）に金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）に違反する事実（内部者〔インサイダー〕取引）が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告（以下、「本件勧告」といいます。）がなされました。そして、本件勧告を受けて、平成 29 年 3 月 29 日に、金融庁長官から、以下のとおり審判手続開始決定（以下、「本件決定」といいます。）がなされました。PAMI は、これを受けて、平成 29 年 5 月 31 日に、以下のとおり本件決定に記載の事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出いたしました。

### 記

#### 1 本件決定の内容

(1) 納付すべき課徴金の額  
金 329 万円

#### (2) 反則事実の概要

本件決定にかかる法令違反の事実関係の概要は、PAMI が遅くとも平成 27 年 9 月 24 日頃までに、株式会社トライステージ（以下、「トライステージ社」といいます。）が自己株式取得の決定をした旨の事実（以下、「本件重要事実」といいます。）を知りながら、本件重要事実の公表より前の平成 27 年 9 月 25 日から同年 10 月 19 日までの間に、自己の計算においてトライステージ社株式を買い付けたというものです。

## 2 本件決定に対する PAMI の答弁

PAMI は、答弁書提出期限であった平成 29 年 5 月 31 日に、本件決定の指摘事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官宛に提出しました。これにより、今後、審判期日は開かれることなく、課徴金納付命令決定がなされます（金商法 183 条 2 項）。

## 3 当社の見解

当社としましては、PAMI の運用担当者は本件勧告の対象取引とされている取引の時点では本件重要事実を知る状況になく、トライステージ社の最終的な選択が事前公表型の自己株式取得であることをその公表日前日にトライステージ社から知らされたため、この重要事実の受領を受けてトライステージ社株の取引を止めたという事実認識を持っております。また、本件勧告の背景として PAMI と当時 PAMI が大株主となっていたトライステージ社の間に本件勧告の原因取引に対する認識について大きな隔たりが存在する特殊な状況があったものと考えております。例えば、これまでの調査によれば、PAMI としてはファンドの運用会社として最良執行義務を果たす価格水準でトライステージ社株の売却が達成できれば相手先は問わない状況にあった一方、トライステージ社は大株主の PAMI に対してポイズンピルの発動の可能性も示しながら内部では買収防衛策として自社株取得に選択肢を絞っていたという状況にあったことが判明しております。金融庁での審判手続ではそのことを明らかにすることで、PAMI の専門家としての名誉を回復する考えでございました。

しかし、米国において少数精鋭で資産運用業に従事する PAMI の担当者が審判手続のために来日することは、担当者に大きな負担となるだけでなく、PAMI の日常業務にも影響を及ぼすこととなります。また、課徴金制度は道徳的な非難でなく違法行為の抑止を目的としており、法定の賦課事由に該当すれば裁量の余地なく賦課されるものであるため、仮に審判手続において PAMI 担当者の誤信にやむを得ない事情や善意の事情が認められたとしても、現実問題として納付命令の結論に影響を与え、PAMI の名誉を回復することができるか疑問が残ります。

当社は、本件勧告の原因取引に関して PAMI 関係者に対するヒアリング、本件勧告案件担当の弁護士の意見書の取得に加えて資本市場業務を専門とする弁護士の事案分析と法学的見解を徴求する等の調査を行って参りました。その結果、従来は審判手続に進むことを考えておりましたがそのプロセスには大きな負担があり、上記調査結果によれば事案の性格と審判手続の見通しについては上記のように考えられることから、この度、方針を転換することとなったものです。

当社としましては、PAMI が金商法違反の嫌疑を受けたこと自体は厳然たる事実であることから、本件勧告を謙虚に受け止め、課徴金の納付を行うとともに当社グループの一層の発展に注力することで当社グループとして資本市場に対する義務を果たして参りたいと考えております。本件勧告の対象となった PAMI につきましては、これまで、投資ファンドの運用会社として、株主全体の利益のために投資先企業との対話を重視して参りましたが、大株主と会社経営陣の対話は今回のような法的リスクとも隣り合わせであることを改めて再認識した上で、この機会に当社グループ全体のガバナンス体制の水準を高めることにより一層注力して参る所存です。

PAMI が本件勧告を受けたことにより、当社の株主、取引先、取引銀行をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

以 上